

保育料基準額表（抜粋）

階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	
第2階層	1階層を除き、当該年度分市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3階層	1階層を除き、当該年度分市町村民税均等割課税世帯	13,000円	13,000円	
第4階層	1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割課税世帯の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	24,000円未満	14,000円	
第5階層		24,000円以上 48,600円未満	15,000円	14,800円
第6階層		48,600円以上 73,000円未満	19,000円	18,600円
第7階層		73,000円以上 97,000円未満	21,000円	20,600円
第8階層		97,000円以上 121,000円未満	25,000円	24,400円
第9階層		121,000円以上 145,000円未満	30,000円	29,400円
第10階層		145,000円以上 169,000円未満	34,000円	33,400円
第11階層		169,000円以上 213,000円未満	41,000円	40,100円
第12階層		213,000円以上 257,000円未満	43,000円	42,100円
第13階層		257,000円以上 301,000円未満	45,000円	44,100円
第14階層	301,000円以上 397,000円未満	51,000円	49,800円	
第15階層	397,000円以上	57,000円	55,400円	

- ※ 3歳児クラス以降は保育料が無償となります。
- ※ 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合には、1人目（最年長児）は基準通り、2人目は半額を徴収し、3人目以降は0円とします。
- ※ 保護者と生計を一にする児童等が複数いる世帯で、第3階層以上で市町村民税の所得割額が**57,700円**未満の場合、第2子の保育料は基準の半額、第3子以降は0円とします。
- ※ 児童の属する世帯が「母子世帯等」「在宅障害児（者）のいる世帯」等で、第3階層と認定された場合の保育料は0円とし、第4階層以上で市町村民税の所得割額が**77,101円**未満の場合、第1子は基準の半額、第2子以降は0円とします。
- ※ 市町村民税の所得割額が**57,700円**以上の世帯でも保護者が監護・養育している18歳未満の児童で、第3子以降の児童が入所する場合には別に減免制度があります。
- ※ 保育認定時間以外に保育所を利用する場合、時間外保育料として1回1人につき100円を徴収します。